

農地法第4条・第5条の規定による許可申請

許可申請書及び添付書類一覧 【締切日:原則毎月25日(25日が閉庁日の場合は翌閉庁日)】

◎ 提出部数:2部 (正1部、副1部)

	書類名	備考	入手先
1	申請書	【4条】 様式3-1、様式3-3 【5条】 様式3-2、様式3-3	ホームページ・役場
2	法人の登記事項証明書	※法人の場合 原本で3ヶ月以内のもの	法務局
3	定款、寄附行為又は規約の写し	※法人の場合 (原本証明が必要)	自社内
4	申請に係る土地の地番を表示する図面	公図等で周囲の地番・地目を記入したもの	法務局
5	位置図	公共施設から申請地まで直線距離を表示すること	住宅地図・ネット地図
6	付近状況図	申請地を中心とした半径500mの範囲を表示すること 申請地の形状を記載すること	住宅地図・ネット地図
7	土地の登記事項証明書	全部事項証明書に限る。(土地登記簿謄本) 原本で3ヶ月以内のもの	法務局
8	建物施設配置図(土地利用計画図)	施設面積、道路・用排水計画等を公図写し等に附記し、建築物等の面積を記載したもの	業者等
9	転用を行うのに必要な資力等を確認する書類	融資証明書・残高証明書・議決予算書等	金融機関等
10	耕作者等の同意があったことを証する書面	※地上権・貸借権等を有する者がいる場合、その者の同意書	耕作者等
11	所有者の同意があったことを証する書面	※所有権以外の権限に基づいて申請をする場合	所有者等
12	土地改良区の意見書	※土地改良区内にある場合	土地改良区会長
13	単独申請行為該当事由を証する書面	※連署無しで5条許可申請をする場合 (競売期日調書、公売の売却決定通知など)	裁判所等
14	住民票の抄本	※譲受人または譲渡人が町外居住者の場合	役場・町民課
15	所有者であることを証する書面	※土地登記事項証明書の所有名義と異なる場合、 戸籍謄本・戸籍の付票等が必要	役場・町民課
16	関連する許認可等があったことを証する書面の写し	※関連法令の許認可を要する場合	関係機関等
17	水利権者・漁業権者・その他関係権利者の同意書	※同意を要する場合に限る(排水等)	関係者
18	農地復元計画書	※一時転用の場合	業者等
19	平面図・縦断図・横断図	※地下資源探掘および盛土・切土を行う場合	業者等
20	求積図	※農地の一部を転用する場合 (三斜計算以上の積算を行ったもの)	土地家屋調査士等
21	必要経費を示す書類	建物建築費・土地造成費の見積書	業者等
22	農用地区域の変更通知(写)	※農振解除を行った転用の場合	(町より通知)
23	計画が変更になった理由を証する書類	※農振除外と農地転用の計画が異なる場合	自作等
24	工期等を確認するため請負契約書の写し	※一時転用の場合に限る	業者等
26	始末書・顛末書	※追認の場合 転用を行った時期・経緯を詳しく説明すること	自作等
27	工程の分かる書類	工程表等	業者等
28	その他参考となるべき書面	農業委員会・県が認める場合	—
	他法令等の進捗状況報告	土地開発事業計画協議・埋蔵文化財包蔵地協議・土壌汚染対策法・土砂条例・河川法・墓地埋葬等に関する法律など	—

※留意事項

- ① 転用面積が40,000㎡以上の場合、許可権者は県農業構造政策課の許可となり、関東農政局への事前申請が必要。
- ② 転用面積が3,000㎡以上の場合、群馬県常設審議委員会の審議案件になり、許可がずれ込む場合あり。
- ③ 転用面積が1,000㎡以上の場合、土地開発事業計画協議・群馬県景観条例(区画形質変更)の届出が必要。
- ④ 太陽光発電施設用地への転用の場合、発電出力30kw以上の施設については土地開発事業計画協議が必要。
土地開発事業計画協議→町・企画課 群馬県景観条例→群馬県庁・都市計画課・景観形成係(027-226-3652)